

あなたが納める税金で
住みよい山形市を創りましょう。



山形市役所 納税課

山形市旅籠町2-3-25

TEL: 023-641-1212

市税には普通税と目的税があり

山形市では…

普通税として

- ①市民税 ②固定資産税 ③軽自動車税
- ④市町村たばこ消費税 ⑤特別土地保有税を、

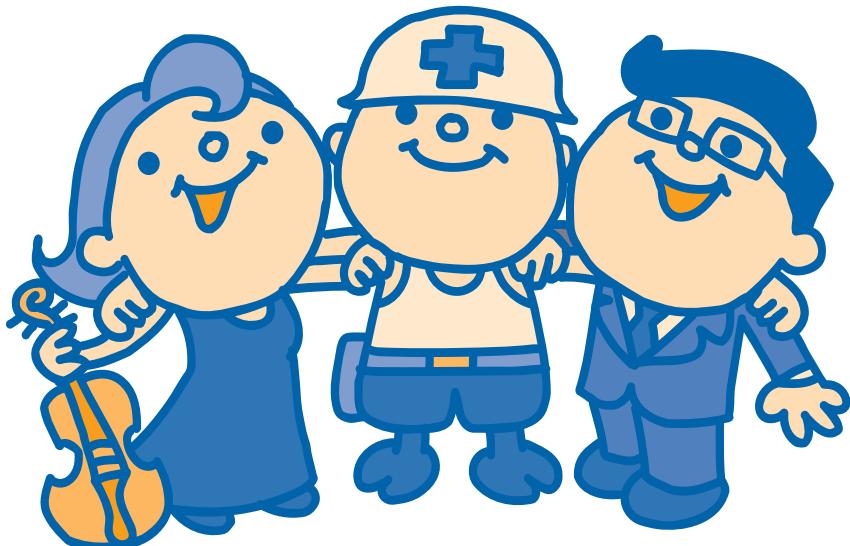
目的税として

- ① 入湯税 ②都市計画税 ③国民健康保険税

を課しています。（地方税法第5条）

※ それぞれの税目の納税通知書は税目ごと第1期の納期
月の半ばに賦課担当課から送付されます。ただし、市県民
税の特別徴収分と法人市民税は別途扱いになります。

納税義務者は、納期限（原則として各納期の月末）まで
に、指定金融機関または収納代理機関で納付しなければな
りません。



もしも・あなたが
市税を滞納してしまったら…



「差し押さえ」「公売」「滞納処分」。いずれの言葉もニュースや新聞などで、時折、耳にする言葉ですが、あまり良い響きではないですし、自ら進んで受けてみたいと思う人はいないはずです。

ところが、市税を納期限までに納付されない場合、**法律に定められた差し押さえ等の処分を受けることとなります。**

納期限を過ぎると延滞金が加算されるほか、財産の差し押さえをされて社会的信用をなくすなど、結果として**自分自身が損をすることとなります**。期限内納付を心がけましょう。

なお、どうしても納期限までに納付できない場合、一定の要件に該当すると、納税についての猶予措置を受けることもできます。納付できないからとそのまま放置することのないよう、進んで納付相談を申し出られますようお願いします。

納付相談は、山形市役所納税課の窓口（22番）で行うことができます。

なお、市税に係る滞納処分手続きは、**地方税法第331条第6項ほか**により、「国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」とされています。

1 財産の差し押さえ

督促状の送付を受けても納付されない場合には、財産について差し押さえが行われます。

差し押さえをされると、納税者はその財産を処分することができなくなります。

差し押さえの対象となる財産は、土地・建物といった不動産、預金や売掛金といった債権、あるいは動産、有価証券など、多様なものとなっています。

2 差し押さえ財産の公売

差し押さえを受けてもなお納付されない場合には、市役所により、差し押さえられた財産が売却（これを「公売」といいます。）され、その売却代金が滞納市税に充当されます。

なお、差し押さえられた財産が債権の場合には、市役所により直接取り立てが行われ、その金銭が滞納市税に充当されます。



納税は、日掛け月掛け心がけ。